

＜本会議における一問一答方式の運用について＞

○各議員の発言方法【別紙1参照】

①全て一括質疑質問・一括答弁方式

②全て一問一答方式

③1回目の発言は一括質疑質問・一括答弁方式、2回目以降の発言は一問一答方式

○発言方法については、上記①、②、③の選択制とする。

○いずれも発言回数の制限を行わない扱いとする。

○いずれも1回目の発言は登壇して行い、2回目以降の発言は自席にて行う。

○発言方法の通告（上記①、②、③のいずれを選択するか）は、質疑事項の通告とあわせて行う。

・大綱質疑については、発言予定日の4日前に通告することとする。【別紙2参照】

・大綱質疑以外の質疑については、発言を行う本会議の議事運営について協議する
議会運営委員会において通告することとする。

○各議員の発言時間については従来どおりとする。

・大綱質疑 会派：38分×会派構成議員数以内（答弁時間を含む）

会派に属さない議員：1人38分以内（答弁時間を含む）

・大綱質疑以外の質疑 1人19分以内（答弁時間を含まない）

○趣旨確認のための当局の発言は認める扱いとする。

※平成24年8月定例会から試行する。

※問題等が発生した場合は、その都度、議会運営委員会において協議する。